

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>十八〇二十七 (略)</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであつて、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>十八〇二十七 (略)</p>